

# 一般財団法人篠原欣子記念財団 特別奨学生募集要項

## (平成30年7月豪雨による災害に対する災害支援奨学金)

### 1. 特別奨学生募集の概要

篠原欣子記念財団では、社会福祉系国家資格（保育士、社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士）または幼稚園教諭免許状の取得を目的に奮励努力している優秀な学生または専門学校生（以下、総称して「学生」という）でありながらも、経済的理由から学費の支弁に困難のある者に対し、奨学金を給付することをもって支援しておりますが、今回、平成30年7月豪雨による災害で、住家に甚大な被害を受けた学生に対し、「被災地復興等における経済的支援事業」として経済的な支援を行う事を目的に、特別奨学生を募集いたします。

### 2. 対象となる災害および要件

平成30年7月豪雨による災害にかかる「災害救助法」が適用された地域※で、学生本人が居住する住家または実家※（当該災害発生時点で学生本人または家計支持者が現実に居住のために使用している住家）が、当該豪雨による水害により甚大な被害（自己所有・持ち家、借家・賃貸を問わず）を受けた場合

※最新の災害救助法の適用状況は、内閣府のホームページでご確認ください

※実家の場合：家計支持者（父母等）と本人とが同一生計で税法上の扶養家族である事が要件

### 3. 応募資格

(1) 社会福祉系国家資格（保育士、社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士）または幼稚園教諭免許状の取得が可能となる大学、短期大学、専門学校（専修学校／専門課程）の学部・学科等に在籍（\*注1）する学生（※在籍校で留年・休学をしている場合、応募資格はありません）

(\*注1) ・【介護福祉士資格】指定養成施設であること。

- ・【社会福祉士資格・精神保健福祉士資格】国家試験指定科目を履修すること。（4年制の大学の場合は卒業と同時に受験資格が得られる、3年制または2年制の短期大学・専門学校の場合は相談援助実務を経て受験資格を得られることが前提）
- ・大学・短期大学の専攻科、専修学校の専攻科または研究科、大学院の研究科（修士課程、博士課程、専門職学位課程）、通信教育課程、その他正規課程外（科目等履修生、研究生、聴講生）は対象外といたします。

(2) 応募時点で、将来福祉施設または幼児教育施設等での就業を希望している者

(3) 品行方正で、態度・行動・発言に社会的良識のある者

(4) 修業年限内で確実に卒業ができる見込みのある者

(5) 当財団法人と、適宜連絡が取れる者

(6) 当財団法人が要請するレポート等を提出することができる者

※他の奨学金制度または経済的支援の受給者であっても応募は可能です。

※年齢制限はございません。

※特別奨学生の認定は、生計を一にする範囲（同一生計）において、1名までとします。

※現在、当財団法人より奨学金の給付を受けている方は対象外とします。

#### 4. 奨学金給付対象期間および給付額

特別奨学生の奨学金の給付対象期間は、当該災害が発生した平成30年7月から平成31年3月迄（9カ月間）とします。

##### 【奨学金給付額：自己所有・持ち家】

住家の被害の程度 ※罹災証明書に基づく（ ）内は浸水深	奨学金 月額	奨学金の合計 (給付期間：平成31年3月迄)
全壊（1階天井まで浸水）	45,000円	405,000円
大規模半壊（床上1Mまで浸水）	30,000円	270,000円
半壊（床上浸水）	15,000円	135,000円
一部損壊（床下浸水）	5,000円	45,000円

##### 【奨学金給付額：借家・賃貸】

住家の被害の程度 ※罹災証明書に基づく（ ）内は浸水深	奨学金 月額	奨学金の合計 (給付期間：平成31年3月迄)
大規模半壊壊～全壊（床上1M以上浸水）	30,000円	270,000円
半壊（床上浸水）	15,000円	135,000円
一部損壊（床下浸水）	5,000円	45,000円

#### 5. 奨学金給付方法および給付開始時期

奨学金は、直接本人名義の口座に送金して給付します。

最初の奨学金は、平成30年7月から平成30年11月の5カ月分をまとめて平成30年11月30日(金)に給付します。以降、2カ月分（当月分と翌月分）をまとめて偶数月の月末に給付します。

#### 6. 奨学金の返還

この奨学金は、給付型のため、返還の必要はありません。

#### 7. 選考方法

応募書類（特別奨学金給付願書、申請理由書、罹災証明書、その他各種証明書）、成績、罹災状況および経済的支援の必要性（家計の状況を含む）等を勘案して審査を行い、特別奨学生を選考します。なお、審査において必要な場合、在籍校に対して在籍状況等の確認、本人に対して電話インタビュー等を行うことがあります。

#### 8. 選考結果の通知（内定通知）


選考の結果は、応募者全員に対し電話・メール・文書（郵送）のいずれかの方法にて11月9日(金)に通知（または発送）します。（郵送の場合：11月9日(金)発送⇒11月12日(月)頃に到着予定）（※通知の日程に変更がある場合は、事前にホームページ上でお知らせします）

※迷惑メール対策等の受信設定をしている場合は、次のドメイン（@ysmf.or.jp）を受信可能にしてください。また、電話（03-6911-3600）の受電ができるように携帯端末等の設定をしてください。（本人と連絡がつかない場合、奨学金の給付を行いません）

## 9. 奨学生の認定

特別奨学生候補者として内定した場合、「誓約書・同意書」他必要書類の提出をもって、当財団法人の特別奨学生として正式に認定し、奨学金の給付を開始いたします。

## 10. 応募書類（※応募書類および各証明書は日本語で書かれているものに限りです）

①	特別奨学金給付願書(1)	・指定の書式をホームページよりダウンロードしてください
②	特別奨学金給付願書(2)	・QRコードまたはWebアドレスより入力 <a href="https://form.qooker.jp/Q/auto/ja/tokubetsu/gansyo/">https://form.qooker.jp/Q/auto/ja/tokubetsu/gansyo/</a> 
③	写真 1 枚	・カラー写真／上半身正面／応募前 3 カ月以内／縦4.5×横3.5cm ／スナップ不可／※「特別奨学金給付願書(1)」に貼付
④	奨学金申請理由書	・様式問わず／400字以上／氏名記入／日本語に限る ・①将来就きたい職業とその理由、②経済的支援・奨学金を必要とする理由（被害の状況等）、を必ず記入のこと
⑤	罹災証明書	・市区町村が発行したもの ・応募時点で罹災証明書が入手できない場合、届出をしている事を証明する市区町村発行の「罹災届出証明書」と被害状況がわかる写真を複数枚添付のうえ応募してください（注1）
⑥	在学証明書	・原本／応募前 3 カ月以内発行のもの
⑦	成績証明書	・原本／応募前 3 カ月以内発行のもの ・1 年生で前期の成績証明書が発行されない場合（学年末の発行のみ）は、高校発行の調査書／原本を提出してください
⑧	住民票謄本	・原本／応募前 3 カ月以内／世帯全員の記載のあるもの／世帯主および続柄の省略不可／マイナンバーの記載のないもの ・当該災害発生当時の住所が、災害救助法の適用地域であることが証明される必要があります
⑨	ア. 課税（非課税）証明書 イ. 住民税証明書 ウ. 市区町村・都県民税課税（非課税・所得）証明書 ア～ウのいずれか 1 通	・家計支持者とその配偶者（例：父母双方／本人が既婚の場合は本人と配偶者）の収入・所得を証明できる市区町村発行の左記書類のいずれか／原本 ・平成 30 年度分（＝平成 29 年 1 月～平成 29 年 12 月分の記載） ・所得（合計所得金額）の内訳／所得控除（額）の内訳／扶養控除の内訳（人数）の記載がある証明書を取得してください（※記載の省略不可） ・収入が無い場合でも提出が必要です（非課税証明書を取得）

（注1）「罹災届出証明書」での応募の場合は**審査を保留**とし、後日「罹災証明書」が届き次第、正式に審査を行います。「罹災証明書」を入手次第、速やかに提出してください。なお最終提出期限は、**平成 30 年 12 月 12 日（水）（必着）**とし、それ以降の到着および未提出の場合は、審査を行いません。（自治体側に問題がある場合はお申し出ください）

## 11. 応募方法

応募願書のうち①「特別奨学金給付願書(1)」は、指定の書式をダウンロードのうえ作成し、他の応募書類とともに当財団法人事務局宛に送付してください。(※直接応募制)

応募書類のうち②「特別奨学金給付願書(2)」は、指定の QR コードまたは Web アドレスより表示される書式に入力してください。(※QR コード・Web アドレスは8月21日(火)にホームページ上で公開します) なお、応募書類は、当財団法人の事業・目的を達成する以外には一切使用いたしません。また、応募書類は返却いたしません。

## 12. 応募書類送付先

〒163-1506 東京都新宿区西新宿1-6-1 新宿エルタワー6F

一般財団法人 篠原欣子記念財団 事務局 (電話：03-6911-3600)

※書類到着の有無に関するお問い合わせには対応しておりません。なお、到着確認をされた場合は、郵便追跡サービス(例：レターパック、書留郵便)等をご利用ください。

※応募書類に不備がある場合、審査ができかねますのでご注意ください。

## 13. 応募の締め切りおよび募集人数

応募締め切り：**平成30年10月15日(月)到着分まで(必着)**

募集人数：40名程度

## 14. 給付停止・終了について

下記要件に該当する場合は、給付を終了または停止します。

(1)奨学生が当財団法人に事前の届出なく在籍校を2カ月以上休学、または欠席した場合

※休学する場合、休学願の提出が必要となります。ただし、休学期間中は給付を停止します。

(2)奨学生が在籍校での修学に耐えられない健康状態(心身)の場合

(3)奨学生が死亡した場合

(4)奨学生が在籍校からの除籍や退学で学生としての身分を失った場合

(5)奨学生が応募資格以外の学校または学部・学科等に、転学・転籍・編入学をした場合

(6)奨学生が法律を犯した場合、または品行不良等、態度・行動・発言に著しい問題があると当財団法人が判断した場合

(7)奨学生の所在が不明となった場合、または当財団法人と連絡不通の状態となった場合

(8)当財団法人の奨学生として適当でないと認められる場合

(9)奨学生が虚偽の申告をした事が判明した場合(※過去に遡り奨学金の返金を求めることがあります)

## 15. お問い合わせ

ご不明な点がございましたら、事務局までお問い合わせください。

○TEL：03-6911-3600 (平日9:00~17:00)

○FAX：03-3346-2600

○ホームページ：「お問い合わせ」ページより入力 (<https://www.ysmf.or.jp/contact>)

以上

## 【特別奨学生の募集に関する Q&A】

想定されるお問い合わせに対する回答集です。ご不明な点は、まずこちらでご確認ください。こちらにないご質問に関しては、お問合せフォームよりお気軽にお問い合わせください。

Q. 奨学金を返す必要はありますか？

A. 当財団の奨学金は「給付型」であり、返還する必要はありません。（虚偽申告が判明した場合を除く）

Q. 他の奨学金を受給していても応募は可能でしょうか？

A. 応募は可能です。（他の奨学金と併用可能／ただし、現在、当財団法人から奨学金の給付を受けている方は対象外とします）

Q. 大学の4年生ですが、応募資格はありますか？

A. 今回の特別奨学生の募集においては、1年生～在籍校の学部・学科における標準修業年の上限の学年（例：4年制大学の場合は4年生）まで応募ができます。  
ただし、大学・短期大学の専攻科、専修学校の専攻科または研究科、大学院の研究科（修士課程、博士課程、専門職学位課程）、通信教育課程、その他正規課程外（科目等履修生、研究生、聴講生）は対象外といたします。

Q. 学んでいる学部では、幼稚園教諭資格を取得できますが、卒業後の就職は、メーカーの事務職を希望しています。応募資格はありますか？

A. 応募資格はありません。現時点で、将来、福祉施設または幼児教育施設等での就業を希望している方に応募資格があります。

Q. 災害救助法適用地域にある両親が住む実家が被災しました。私は入学時点で独り暮らしを始め、災害当時は別居をしています。この場合、応募資格はありますか？

A. 別居をしていても、本人の年間収入が103万円以下で、両親からの仕送りを受けて通学および生活をしている場合、つまり税法上の扶養家族（被扶養者）であれば応募資格があります。

Q. 罹災証明書の交付が遅れていて、応募締め切りまでに間に合いません。どのようにしたら良いでしょうか？

A. 罹災証明書が入手できない場合、届出をしている事を証明する「罹災届出証明書」を市区町村に交付申請して入手し、被害状況がわかる写真を複数枚添付のうえ応募してください。その場合でも「罹災証明書」の提出は必要です。「罹災証明書」を入手次第、速やかに提出してください。（最終提出期限：平成30年12月12日（水）必着）

Q. 通常の奨学生の募集では、筆記試験・面接が行われていたようですが、今回の募集要項にはその記載がありません。筆記試験・面接は無いということでしょうか？

A. 今回の特別奨学生の募集では、筆記試験・面接を行いません。ただし、必要な場合、電話によるインタビュー等を行うことがあります。

- Q. 通常の奨学生の募集では、認定式の出席が必須となっています。今回、特別奨学生となった場合も認定式の出席は必須ですか？また財団が主催する研修会等への参加はできますか？
- A. 今回の特別奨学生の募集では、認定式の出席や研修会等の参加を要件としておらず、対象外となります。（認定式はありません）
- Q. 募集要項を確認した所、私と妹に応募資格がある事がわかりました。妹と同時に応募する事は可能ですか？
- A. 兄弟姉妹が同時に応募する事は可能ですが、特別奨学生の認定は、同一生計の範囲において1名迄とします。なお、生計が別であれば、それぞれを認定する事は可能です。
- Q. 「特別奨学金給付願書（2）」を入力しましたが、データが送信されたかどうか心配です。そちらに届いているかを確認したいのですが、どうすれば良いでしょうか？
- A. データが正しく送信された場合、登録したメールアドレス宛に送信完了通知が届きますので、そちらで確認してください。ただし、迷惑メール対策等の受信設定をしている場合は、送信完了通知が届かない事がございますのでご承知おきください。  
(※事前に次のドメイン (@qooker.jp) を受信可能にすれば通知を受け取れます)
- Q. 大学・学校からの推薦書は必要ですか？
- A. 大学・学校からの推薦書は必要ありません。学生の方は、直接、当財団まで応募書類を提出してください。（直接応募制）
- Q. 卒業後、特定の企業に就職する義務はありますか？
- A. 義務は全くありません。卒業後の進路については、奨学生ご本人が自由に決めていただくもので、当財団が制約するものではありません。

以上